

「男は仕事、女は家事」
これまで、当たり前のように
行われてきた性別による
役割分担。

しかし、少子高齢化など
社会が変化していくなかで、
職場や学校、地域、家庭で、
それぞれ個人の力を発揮で
きるような社会づくりが必
要になってきました。

それが、男女共同参画社
会です。

男女共同参画社会と聞いて
も「何、それ」「私には
関係ない」「もう男女平等
になっているよ」と思う人
が多いかもしれません。確
かに最近は女性が強くなっ
て、男性が弱くなっている
とも言われています。

でも、ちょっと待ってく
ださい。

女性の人権や社会参画な
どは、慣習や固定観念のた
め、まだ十分に実現されて
いないのが現状です。

今回は、男女が共に輝い
て生きるためのまちづくり
についてあなたも一緒に考え
てみませんか。

特集

共に輝く未来へ

共に生き共に築く協働のまちづくりへ向けて
「東温市男女共同参画計画」ができました

変わる社会、変わらぬ意識

21世紀の新しい時代、少
子高齢化による働く世代の
減少などの社会変化に対応
しながら、豊かで活力ある
社会をつくるためには、女
性も男性も個性と能力を十
分発揮することが期待され
ています。

また現代では、育児や介
護、雇用の問題、社会保障

の問題など社会のしくみが
大きく変わり、女性の社会
への参画がなくてはならな
いものとなり、実際、何ら
かの形で働く女性が増え、
経済的役割を担うように変
わってきています。

しかし、さまざまな場面
で見られる男女の格差や役
割意識が女性の社会進出の
大きな障害になっているこ
とも事実です。

男女共同参画に関する市民意識調査

日常生活の中で男女の役割などについて、市民
の皆さんはどのように感じているのでしょうか。
市内に住む20歳以上の男女800名（男性330
名・470名）を対象に郵送によるアンケー
ト調査を実施しました。

（有効回収数 350名）
（有効回収率 43・8%）





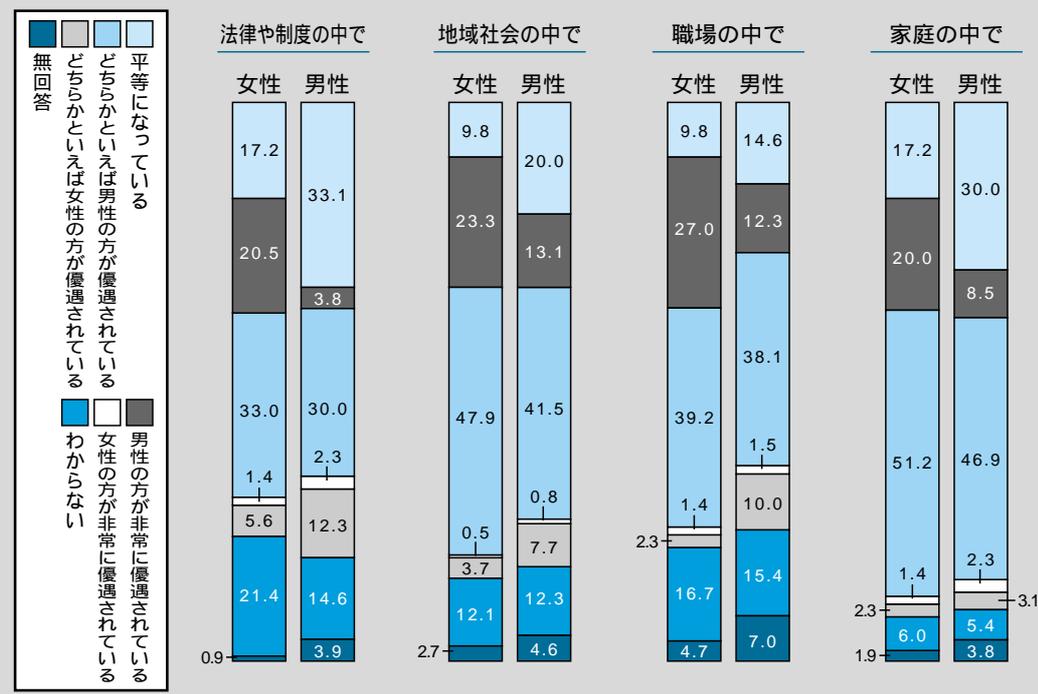
このため、行政と市民の皆さんが一緒になって、男女共同参画社会の実現に向けて取り組んでいくことが求められています。
平成18年3月、市では、

「共に生き共に築く協働のまちづくり」を基本目標とした『東温市男女共同参画計画』を策定しました。
これは平成11年、国によって制定された男女が共に

あゆむ社会づくりを推進するための「男女共同参画社会基本法」に基づきながら、市として取り組むべき具体的な施策を実現するための基本方針です。
この計画は、無作為に抽出した市民800名を対象に、平成17年3月に実施した「男女共同参画に関する市民調査」の結果を踏まえたうえで、市議員や学識経験者、公募委員ら10名からなる東温市男女共同参画計画策定委員会によって作成されました。
女だから、男だからという理由で役割や生き方を分けるのではなく、個人として能力を発揮できる社会を作るために、市では、性別にかかわらず、多様なライフスタイルを選択できる仕組みと環境を整えたいと考えています。
男女共同参画社会の実現のための意識啓発だけでなく、さまざまな分野における男女共同参画をより具体化するための支援体制や環境づくりも、その計画には含まれています。

Q1 男って得なの？

家庭や社会の中で男女の地位の平等感について聞いたところ、「男性の方が優遇されている」と答えた方がすべての分野で「平等になっている」と答えた方を大きく上回る結果となりました。



共に生き、共に築く

あなたは、日常生活の中で、「男だから」とか、「女だから」とかと言っていないか。

幸せの条件は人それぞれですが、人に押し付けられず、自己実現できることが一番。もし、女だから、男だからという理由だけで特定の仕事や役割等がかたよっているとしたらどうでしょうか。

憲法には個人の尊重、法の下での平等がうたわれ、これまでも男女平等の実現に向け、いろいろな施策が取り組まれてきました。

現在では性別で区別したり、固定的な役割分担の考え方をする人は少なくなっているといわれていますが、未だその意識は根強く、男女共同参画社会の実現を難しくしています。

「男女共同参画社会」とは女性と男性があらゆる分野で対等な人格を持つことを認め合い、お互いに責任を持ちながら、すべてを分かち合う社会です。



「男だから」「女だから」とらわれて、自分らしさを発揮できないままでは、せつかくの才能や特性も発揮できません。

たとえば、女性の仕事と思われがちな料理、洗濯、育児などは男性にもできることではないでしょうか。逆に、男性の仕事だと思われていることも、方法を変えれば女性にもできることがあります。

男女の枠にしばられるこ

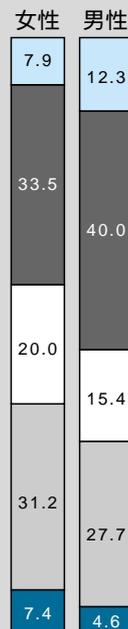
となく、できることはどちらがやってもよい。そうすれば、男性も女性も選択肢が広がります。

男性ゆえに持っている能力、女性ゆえに持っている能力をすべて否定するのはなく、一人ひとりの個性を受け入れて、それぞれが自由に自己を表現できる社会こそ、私たちが目指すべき社会なのではないでしょうか。

Q2

男と女の生き方って決まっているの？

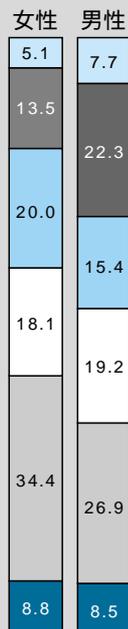
「男性は外で働き、女性は家庭を守るべき」という性別による役割分担の考え方について聞いたところ、男性では「そう思う」「どちらかといえばそう思う」という肯定的な意見が多く、逆に女性では、否定的な意見が多く見られました。



Q3

仕事と家庭の両立ってできるの？

「女性は職業についても家事・育児は女性が担うべきである」という考え方では、「そう思わない」と「どちらかといえばそう思わない」という肯定的な意見が、男女ともに肯定的な意見を上回っており、男性の育児・家事への理解がうかがわれます。



Q4

結婚してしなくちゃいけないの？

結婚についての考え方では、「結婚は個人の自由であるから、結婚してもしなくてもどちらでもよい」という考え方について「そう思う」と「どちらかといえばそう思う」と肯定的な意見は、女性の方が6割近くに迫っており、男性を大きく上回っていることがわかります。



すべての分野で「男性が優遇されている」という結果は残念ね。でも、これが現実かな。しかも女性だけの回答だけを見ると、「男性優遇」がもっと高いの。女性は男性より行動や行き方が制限されていると感じているのね。

確かに、社会の意識は男性中心だけど、全体がそういうふうな動向に動いていて、すぐは変えられないことに男性のほうが戸惑っていると思うな。

そうね。性別の役割意識が生活に深く根をおろしているもの。この意識は男性のほうが強いようね。すぐに

変えられなくても、みんなが性別にとらわれない生き方を心掛けていくべきじゃないかな。

男だって家族を養う、競争に勝つ、リーダーシップをとるとか、男はこうあるべきと求められて重圧を感じることがあると思うな。男性優遇社会といっても男が得」とは言えないよ。

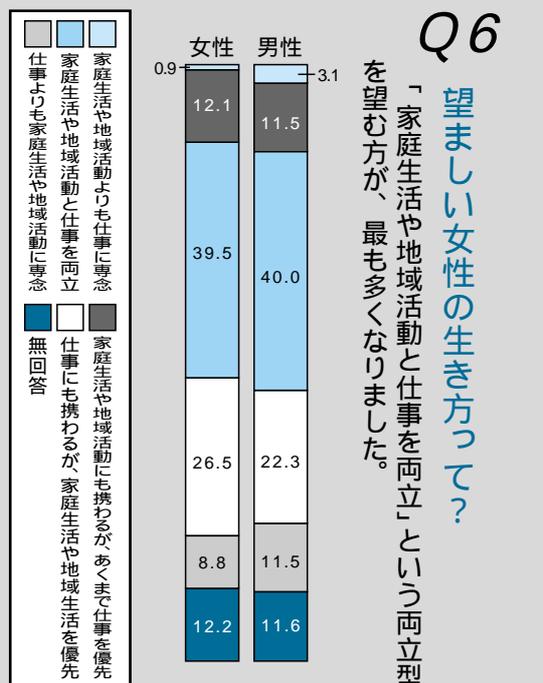
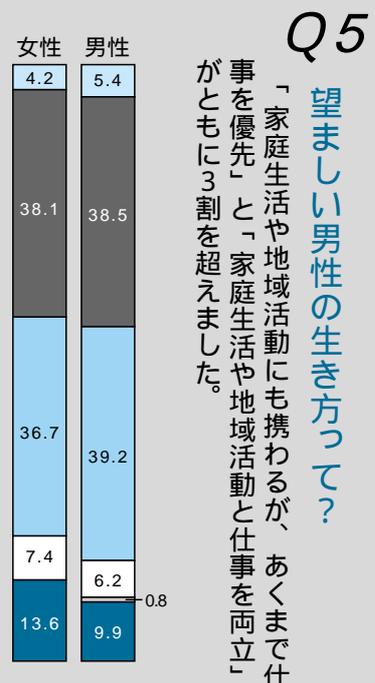
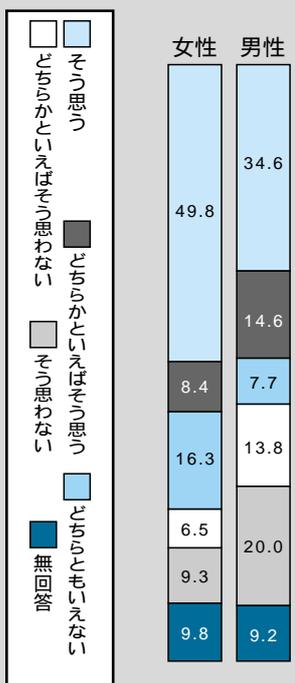
「男は仕事、女は家事」って固定的な考え方には反対しながら、「家事や子育ては女性のほうが向いている」と思っている男性が多いんじゃないかなあ。「女性が仕事をすることは賛成だけど、女性の家事と育児は当たり前」って思っていない？

否定できないね。確かに言葉ではわかっていても、本音の部分では女性のほうが適していると思う。そういう固定的な考えがこれまでに慣習になってきたからかな。でも、それじゃ女性はいへんだ。

賃金格差や昇進問題、育児休暇などは女性が働くには課題がいっぱい。少子化や晩婚化の問題にしても、これらの解消なしには女性の社会参加はありえないでしょうね。

確かにアンケートの結果を見ても、女性の方が結婚について否定的な意見が多いね。でも、日本では出生率が減り続け、生まれる人がよりに少くなる人が多い「人口減少社会」に突入したよ。これは、とても深刻な事態だよ。

社会の慣習やさまざまな歪みで女性も男性も主體的な生き方が拒まれているのかな。男とか女じゃなく、早く個人の生き方が大切にされる時代になればいいな。



老人医療費を大切に使いましょう

老人保健による医療費制度は、お年寄りの医療費の負担を軽減し、安心して医療を受けられるようにするための制度です。

この老人医療費が増え続けると、医療制度が成り立たなくなり、安心してお医者さんにかかることができなくなることも予想されます。

私たちの住む東温市の老人医療費の現状を正しく知って、医療費をより有効に使えるように皆さんも考えてみましょう。

迫る超高齢化社会

我が国は、世界が体験したことのないスピードで高齢社会を迎え



つつあり、2020年には人口の4人に1人が高齢者という「超高齢社会」に突入していくと予想されています。

老人医療費の対象となる方は、75歳以上（一定の障害の状態にある65歳以上）の方で、このような時代背景のもと対象者の増加と医療の高度化が進み、毎年老人の医療費は増えつづけています。

平成17年度の東温市の老人医療費は総額で38億円を超えました。これは、1人当たりの年間で818,649円の老人医療費がかかっているという計算になります。

東温市の老人医療費の現状(平成17年度)

東温市の老人医療費	3,832,095,858円
老人医療受給者数(年間平均)	4,681人
1人当たりの医療費	818,649円
	(県下20市町中8番目)
	(県平均817,948円)
	(県内11市平均823,543円)

前年度より、全体で213,768,335円、1人当たりで18,945円減少し、県内11市の平均を下回っていますが、県平均を上回っています。

1人当たりの老人医療費の推移





老人保健による医療費は

老人保健制度での医療費は、次のように負担されています。

- 老人医療受給者が窓口で支払う患者負担額
- (一部負担金、入院時の食事代など)
- 加入している医療保険の負担額 (保険者拠出金)
- (国・県・市町村の負担金)

医療費が増えると、老人医療受給者本人の一部負担金をはじめ、加入している保険の保険料の値上げなどにつながり、みんなの負担が増えることになります。

医療費の有効利用のために

高齢になると生活習慣など慢性的な病気が増えるため医療費が高くなる傾向にあります。この制度を支えているのは、皆さんの子どもや孫といった若い世代の人たち

この納める保険料と税金です。

つまり老人医療費の増加は、保険料の値上げや、医療機関・福祉施設の不足を招き、皆さんや若い世代の負担となつてはねかえってきます。

次のようなことに注意して、健康で自立した生活を送ることで皆さんの「健康寿命」を延ばし、医療費の節減、保険料や税金の値上げを防ぎましょう。

- 要領よく体調や症状の説明をしましょう。
- かかりつけ医(薬局)を持ちましょう。
- 同じ病気でいくつも違うお医者さんにかかるのをやめましょう。
- 治療より予防に努めましょう。
- 健康診断は積極的に受けましょう。
- 栄養、運動、休養の健康3原則を守りましょう。
- 医療費に関心を持ち、健康づくりを心がけましょう。

入院時の医療費、食事代について

入院したとき	医療費の1割(一定以上所得者は2割(平成18年10月1日からは3割)を負担しますが、1か月の一部負担金は、次の限度額までとなります。		
	一定以上所得者	72,300円 + { (医療費 - 361,500円) × 1% } 〔平成18年10月1日からは 80,100円 + { (医療費 - 267,000円) × 1% }〕	
	一般	40,200円 (平成18年10月1日からは44,400円)	
	低所得	24,600円 15,000円	
入院中の食事代	1食260円の標準負担額を支払い、残りは老人保健が負担します。住民税非課税世帯の方の標準負担額は次の額になります。		
	低所得	90日までの入院	210円
		90日を超える入院(過去12ヶ月の入院日数)	160円
低所得	低所得	100円	

一定以上所得者：同一世帯に課税所得が145万円以上の人及び同じ世帯の老人保健対象者又は70歳以上の人
 低所得：世帯主及び世帯全員が住民税非課税の人
 低所得：世帯主及び世帯全員が住民税非課税かつ、各種所得等から必要経費・控除を差し引いた所得が0円となる世帯に属する人
 一般：上記のいずれにも該当しない人
 上記低所得・区分の要件に該当する方は、保険年金課へ申請し「認定証」の交付を受け、病院の窓口に提示すれば、医療費は各区分の限度額までの負担になり、食事代は各区分の金額に減額されます。
 申請時必要なもの
 老人保健医療受給者証 加入している健康保険証 印鑑 病院の領収書(申請しようとする日から過去1年間、入院期間が通算で90日を超える場合のみ)

忘れないでね! 予防接種

子どもは成長するとともに外出する機会が多くなり、感染症にかかる可能性も高くなります。しかし、お母さんからもらった免疫は、百日せきでは生後3か月麻しんでは12か月までにほとんど失われていくため、この時期を過ぎると子ども自身で免疫をつくって病気を予防する必要があります。その助けとなるのが予防接種です。市では、各種予防接種を行っています。正しい理解のもと、お子さんの健康にお役立てください。



ポリオ予防接種

ポリオ予防接種は、小児マヒを予防するためのものです。次回は10月を予定しています。接種を希望される方は、健康カレンダーで場所・日時をご確認の上、受付時間内に会場までお越しください。

BCG予防接種

BCG予防接種は、結核の発病を予防するためのもので、生後6

三種混合予防接種

三種混合予防接種は、ジフテリア・百日咳・破傷風を予防するためのものです。接種時期は、1期が生後3か月から7歳6か月未満の間に3週間から8週間あけて3回接種しますが、なるべく1期の初回接種は、3か月から12か月までに受けるようにしましょう。

か月までの乳児を対象に実施しています。

麻しん・風しん予防接種

麻しん・風しんの予防接種は、平成18年4月1日から、麻しん風しん混合ワクチンを1期と2期の2回接種することになりました。1期の対象は、生後12か月から4か月に至るまでの間にある人で、2期の対象は小学校就学前の1年間にある人（いわゆる幼稚園等の年長児）です。

また、平成18年6月2日からは、麻しん風しん混合ワクチンに加えて、麻しんワクチン、風しんワクチンによる接種も受けられるようになります。1期の対象年齢で麻しん・風しんどちらかの予防接種を受けた人や、どちらかにかかった人も予防接種を受けていない、もしくはかかったことがない方の単独ワクチン（麻しんワクチン又は風しんワクチン）による接種を受けることができるようになりました。2期の対象年齢の人は、それまでに麻しん・風しんの予防接種を受けていても、受けていなくても、2期の接種を受けられるようになりました。（麻しん・風しんどちらかにかかった人は、かかっていない方の単独ワクチンで接種を行います。）



日本脳炎予防接種

現行の日本脳炎ワクチン使用と重症の副反応の事例発症との因果関係が認められたため、平成17年5月30日以降は、現行の日本脳炎ワクチンの接種はお勧めしていません。重症の副反応はきわめてまれと考えられていますが、現在より安全性の高いワクチンの開発が進められていることから、新しいタイプのワクチンが使用できるようになるまでは接種を控えるようお勧めします。

ポリオ・BCG・三種混合については、予防接種手帳等の説明をお読みください。

**予防接種には
次のことに注意ください！**

予防接種は、その必要性、効果及び副反応などをよく理解した上で、体調のよい時に受けましょう。

予防接種を受ける時は、母子健康手帳と予防接種手帳(予診票・接種券)を必ず持っていきましよう。

個別接種は東温市内、松山市内の東温市指定医療機関に必ず予約をしてください。なお、東温



健康推進課 電話 964-4407
川内健康センター 電話 966-2191

市指定医療機関がお分かりにならない方は、健康推進課までお問い合わせください。
東温市、松山市以外の県内医療機関で接種を希望される方は、予防接種広域化により公費で接種を受けられる場合がありますので、ぜひご連絡ください。

BCG、麻しん・風しん予防接種については、対象となる期間内に接種を受けることができなかった方も、公費で接種を受けられる場合がありますので接種を希望される方はご連絡ください。

予防接種の対象者と接種方法は次のとおりです。

予防接種の種類	対象者	標準的な接種期間 1	接種方法
ポリオ	生後3か月から生後90か月に至るまでの間にある人(6週間以上の間隔をあけて2回)	生後3か月に達した時から生後12か月に達するまでの期間	集団接種 2
BCG	生後6か月に達するまでの期間		
三種混合 ジフテリア 百日咳 破傷風	1期初回	生後3か月から生後90か月に至るまでの間にある人(3~8週間隔で3回)	生後3か月に達した時から生後12か月に達するまでの期間
	1期追加	生後3か月から生後90か月に至るまでの間にある人(1期初回終了後6か月以上の間隔をおく)	1期初回終了後12か月に達した時から18か月に達するまでの期間
	2期	11歳以上13歳未満の人 (ジフテリア・破傷風二種混合ワクチンを1回接種)	11歳に達した時から12歳に達するまでの期間(小学校6年生)
麻しん 風しん	1期	生後12か月から生後24か月に至るまでの間にある人	個別接種 3
	2期	5歳以上7歳未満の人であって、小学校入学前の1年間にある人	
日本脳炎	1期初回	生後6か月から生後90か月に至るまでの間にある人(1~4週間隔で2回)	3歳に達した時から4歳に達するまでの期間
	1期追加	生後6か月から生後90か月に至るまでの間にある人(1期初回終了後概ね1年おく)	4歳に達した時から5歳に達するまでの期間
	2期	9歳以上13歳未満の人	9歳に達した時から10歳に達するまでの期間

1 標準的な接種期間とは、病気にかかりやすい時期を考慮して定められた期間です。
2 集団接種とは中央公民館、川内健康センターなどで指定された日時に集団で受ける方法です。
3 個別接種とは、東温市指定医療機関で個別に受ける方法です。

ウォーキング教室に 参加しませんか



運動には体力を養うだけでなく、体の抵抗力を高めてケガや病気にかかりにくくし、老化を遅らせる効果があります。

なかでも、ウォーキングは身体にあまり負担をかけることなく誰にでも手軽にできる運動です。ウォーキングで運動不足を解消し、体力を維持しながら、肥満や生活習慣病を防ぐ健康づくりをしませんか？

・健康推進課

☎ 964・4407

・川内健康センター

☎ 966・2191

受講者の皆さんからの感想を紹介します。

自信のなかった自分ですが、参加する事でひとつ

ひとつできるようになり自信ができました。体を動かす事は本当に人生を楽しくする唯一の事だと思います。膝が悪くても続ける事ができ、これからも継続していく事が大事だと思います。



対象者 40歳以上の方
準備物 お茶・タオル・筆記用具・健康手帳
動きやすい服・ウォーキング用の底のゴムが厚い靴でご参加ください。
参加費 1コース(3回) 200円

申込方法

受講希望者は次のところまでご連絡ください。

	月 日	時 間	場 所	講義内容	講 師
はなみずき コース	9月 1日(金)	9:30 ~11:30	中央公民館 大ホール	講演「運動の効用」 体力測定等 実技「ウォーキング」 実技・体力測定	健康運動指導士 齋藤 正訓
	9月27日(水)				
	10月27日(金)				
さくら コース	11月 8日(水)	13:30 ~15:30	川内健康 センター		
	11月29日(水)				
	12月21日(木)				

中央公民館・川内健康センターそれぞれの開催場所で3回を1コースとして行います。また開催場所において時間が異なりますのでお間違いのないようにお願いします。

成人検診の日程表

月 日	受付時間	場 所	地 区 割	検診実施項目							
				基本	女性	肺	胃	大腸	前立腺	子宮	乳
8月 9日(水)	8:00 ~ 10:00	下林集会所	下林・上村								
	13:00 ~ 15:00	野田集会所	南野田・北野田 新村・北野台団地								
8月21日(月)	8:00 ~ 10:00	上林公民館	上林								
8月22日(火)	8:00 ~ 10:00	上林公民館									
9月 6日(水)	7:30 ~ 10:00	中央公民館	田窪・下林								
	13:00 ~ 15:00		地区割はありません								
9月 7日(木)	7:30 ~ 10:00	中央公民館	田窪・上村								
9月11日(月)	7:30 ~ 10:00	中央公民館	志津川								
9月12日(火)	7:30 ~ 10:00	中央公民館	西岡・志津川								
9月24日(日)	7:30 ~ 10:00	川内健康センター	節目検診対象者								

子宮頸、乳がん検診の受付時間は、すべて13:00 ~ 14:00です。今年度の節目検診の対象者は、平成19年3月31日に30・40・50・60・70歳の人です。